

中野市職員倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、職員が公務員としての立場を常に自覚し、倫理の保持に関して必要な事項を定めることにより、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって市政に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。次条及び第10条において「法」という。）第3条第2項に規定する一般職の職員をいう。
- (2) 利害関係 契約、許認可、補助金等の交付又は行政指導等の行為があることをいう。
- (3) 利害関係者等 職員の職務と利害関係を有する公共的団体並びに営利を目的とする民間企業等の法人及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）並びにこれらによって構成される団体又はこれらの団体等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者をいう。
- (4) 管理監督職員 中野市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年中野市条例第54号）第23条の2第1項に規定する職にある職員をいう。

(職員が遵守すべき基本的な心構え)

第3条 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、次に掲げる事項を遵守し、公共の利益の増進のために全力を挙げて職務を遂行しなければならない。

- (1) 職員は、法その他の関係法令等に従い、誠実かつ公正に職務を執行すること。
- (2) 職員は、職務上知り得た秘密を守るとともに、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対して差別的取扱いをせず、常に公正な職務の執行に当たること。
- (3) 職員は、常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を自らや自らの属する組

織のための私的利益のために用いないこと。

(4) 職員は、法令等により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の市民の疑惑や不信を招くような行為をしないこと。

(5) 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動すること。

(利害関係者等との接触に関する禁止行為)

第4条 職員は、利害関係者等との接触に関し、次に掲げる行為（親族又はこれに準ずる者との行為であって職務に関係のないものを除く。以下この項及び第6条において同じ。）を行ってはならない。

(1) 利害関係者等から金銭、物品、不動産等の贈与を受けること。

(2) 利害関係者等から中元、歳暮、年賀等の贈答品を受けること。

(3) 利害関係者等から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。

(4) 利害関係者等から適正な対価を支払わずに物品、不動産、会員券等の貸付けを受けること。

(5) 利害関係者等から適正な対価を支払わずに役務の提供を受けること。

(6) 自らが負担すべき債務を利害関係者等に負担させること。

(7) 利害関係者等から供応接待を受けること。

(8) 利害関係者等と共に飲食、遊技又は旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。

(9) 利害関係者等をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、利害関係者等から一切の利益、利益に関係する情報又は便宜の供与を受けること。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

(1) 利害関係者等が主催する公式行事としての定期総会、賀詞交換会等に職務上の必要性から出席する際に、立食又は通常の弁当程度の食事の提供を受けること。

(2) 社会一般の接遇として容認される湯茶、茶菓子等の提供を受けること。

(3) 広く一般に配布するために作成した宣伝広告用の物品（付加価値の生じたものを除く。）であるタオル、カレンダー、手帳、ボールペン等の提供を受けること。

- (4) 職員の親、兄弟姉妹等の親族の葬儀において、一般相当額の香典、花輪等の供え物を受けること。
- (5) 自己の費用を負担して利害関係者等とともに飲食をすること。ただし、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限る。
- (6) 職務として訪問した際に提供される物品を使用すること。
- (7) 職務として訪問した際に他に適切な移動手段がないため、利害関係者等から提供される自動車（当該利害関係者等がその業務において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること。
- (8) 第三者が主催する大会等に意図しないで利害関係者等と出場すること。
- (9) 第三者が主催する企画旅行等に意図しないで利害関係者等と参加すること。

（禁止行為の例外となる行為における配慮義務）

第5条 職員は、自己の費用を負担して利害関係者等と飲食をする等禁止行為の例外となり得る行為を行うときであっても、第3条に規定する職員が遵守すべき基本的な心構えを常に念頭に置き、市民の疑惑又は不信を招くことのないよう配慮しなければならない。

（利害関係者等以外の者との間における禁止行為）

第6条 職員は、利害関係者等以外の者であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えた供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

（官公庁等との接触）

第7条 職員は、国又は他の地方公共団体の職員若しくは特別の法律により設立された法人で国又は地方公共団体が出資しているものの役員若しくは職員と接触するときは、前各条の趣旨に配慮のうえ、市民の疑惑又は不信を招くような行為をしてはならない。

（行為の確認）

第8条 職員は、前4条の規定（以下「禁止規定」という。）における公正な職務の執行に対する市民の疑惑又は不信を招くおそれに該当するかどうかを判断することができないときは、管理監督職員に相談し、及び確認し、その指示に従うものとする。

(管理監督職員の責務)

第9条 管理監督職員は、管理監督者としての責務を自覚し、自らが率先して職員の規範となるよう努めなければならない。

2 管理監督職員は、この規程が遵守されるよう、職員に対する指導及び監督に細心の注意を払うとともに、絶えず注意を喚起するよう努めなければならない。

(違反に対する処分)

第10条 任命権者は、職員が禁止規定に違反すると認められるときは、法第29条及び中野市職員の懲戒に関する条例（平成17年中野市条例第41号）の規定に基づく懲戒処分又は訓告等の人事管理上必要な措置を行うものとする。

2 任命権者は、違反行為のおそれがあると思われる職員から辞職の申出があったときは、その承認を保留し、前項に規定する措置を講ずるものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年12月1日から施行する。